

亀山市告示第121号

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市経営開始資金交付要綱（令和4年亀山市告示第213号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(交付期間) 第5条 資金の交付期間は、 <u>最長3年間</u> <u>(経営開始後3年度目分まで)</u> とする。	(交付期間) 第5条 資金の交付期間は、 <u>農業の経営</u> <u>を開始した月から3年間</u> とする。

様式第2号中

- 「
- ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等  
（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）
  - ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成
- 」

を

- 「
- ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等  
（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）
  - ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成
- 」

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。